平成２５年（フ）第３０９号
岡山市東区瀬戸町下110番地20
債務者　浦上　陽子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２０号
岡山市北区牟佐1366番地１リビング牟佐202
債務者　千原　朋子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３７号
岡山市中区穭70番地２Ｂ201、旧住所兵庫県神戸市西区玉津町高津橋214番地の１Ｄ－１号
債務者　眞鍋　　環
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７６号
岡山市北区宿本町８番19号
債務者　大森奈緒美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３４号
東京都清瀬市松山２丁目12番４号メゾン・ド・マキ202号
債務者　家村　博明
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６４号
東京都東村山市本町２丁目16番地９ガーデンヒルズ211
債務者　服部　　薫（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７８号
横浜市南区堀ノ内町１丁目48番地７
債務者　田中　正子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５４号
横浜市港南区芹が谷２丁目14番１号
債務者　内山　裕輔
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８３号
横浜市磯子区洋光台１丁目22番７号　コンフォート・パートⅡ304号
債務者　青木　真弓（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５７号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅９棟204号
債務者　佐々木康裕
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６９号
横浜市南区浦舟町５丁目75番地　山田ハイツ１階10号
債務者　内田　　明
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６５号
東京都東久留米市上の原１丁目５番１―101号
債務者　加藤　寛治
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３０号
栃木県鹿沼市東町２丁目４番10号
債務者　星野　達男
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４２号
栃木県日光市荊沢540番地241、前住所栃木県日光市荊沢540番地374　ホワイトホースⅢ105号
債務者　谷村　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４８号
栃木県宇都宮市鶴田町2738番地
債務者　徳永　貞幸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５５号
栃木県宇都宮市上横田町864番地
債務者　村中　清喜
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係